



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 ソ キ ア
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 仁
(コード番号 7720 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 本社機能担当
大 川 雄 一
(TEL 046 - 248 - 0068)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の臨時取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の員数の変更

平成 15 年 8 月に経営環境の変化に迅速かつ機動的に対応するために導入した執行役員制度が定着し、実効を上げていることから、現行定款第 17 条(員数)の取締役の定員を 12 名以内から 9 名以内に変更するものであります。

(2) 取締役の任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、現行定款第 19 条(任期)の取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

(3) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)及び会社計算規則(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、下記のとおり変更を行うものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

現行定款第 14 条(議決権の代理行使)第 1 項に株主総会の代理人人数の制限を追加し、変更案第 16 条(議決権の代理行使)第 1 項として変更するものであります。取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によ

りその承認を行うことができるよう、変更案第 23 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

上記のほか、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により、会社法の施行に伴って定款に定めがあるものとみなされる事項について、必要な変更を行うものであります。

(4) その他、商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するとともに、引用する法律の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。また、その他全般に亘り、条数、構成、字句の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は株式会社ソキア(英文では Sokkia Company, Limited)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 測量機器、計測機器、精密測定機器、医療機器の製造・修理および販売 2. 計量機器・測定機器・事務機器・特殊機器・機械及び電気・電子機器・機械の製造、販売及び修理 3. 前各号の開発ならびに各製品の部品、附属品の開発・製造・修理および販売 4. 前各号の技術を応用したシステム機器・部品の開発・製造・修理および販売 5. 地質調査ならびに測量および測量技術指導 6. 前各号の業務に関するソフトウェアの研究開発・製作・販売および技術指導 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ソキアと称し、英文では、Sokkia Company, Limited と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 測量機器、計測機器、精密測定機器、医療機器の製造・修理及び販売 (2) 計量機器・測定機器・事務機器・特殊機器・機械及び電気・電子機器・機械の製造、販売及び修理 (3) 前各号の開発ならびに各製品の部品、附属品の開発・製造・修理及び販売 (4) 前各号の技術を応用したシステム機器・部品の開発・製造・修理及び販売 (5) 地質調査ならびに測量及び測量技術指導 (6) 前各号の業務に関するソフトウェアの研究開発・製作・販売及び技術指導

現行定款	変更案
<p>7. 計量機器等の校正業務(検査・調整等)</p> <p>8. 不動産の売買ならびに賃貸および管理</p> <p>9. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(7) 計量機器等の校正業務(検査・調整等)</p> <p>(8) 不動産の売買ならびに賃貸及び管理</p> <p>(9) 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を神奈川県厚木市に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を神奈川県厚木市に置く。</p> <p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は本店を神奈川県厚木市に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株式会社および株主</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は1億株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。</p> <p>(株券の発行)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 1. 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。</p> <p>2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 1. 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 1. 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 1. <u>当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもってその期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2. <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第 11 条 1. <u>当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 11 条 <u>当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第 12 条 1. 株主総会は取締役会の決議に基づき代表取締役会長が招集しその議長にあたる。</p> <p>2. 代表取締役会長を置かないときまたは事故あるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 1. 株主総会は、取締役会の決議に基づき代表取締役会長が招集しその議長にあたる。</p> <p>2. 代表取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 1. 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 1. 株主は議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事はあらかじめ通知した事項に限る。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 16 条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印し、または電子署名した上、当会社に備え置く。</u></p> <p>第 4 章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 (新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 1. <u>取締役の任期は就任後 2 年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第 4 章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>9</u> 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 1. <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 <u>代表取締役は取締役会の決議により選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 1. <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役会長を置かないときまたは事故あるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 1. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 1. <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 1. <u>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日より3日前に発する。但し、緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 1. <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印し、または電子署名した上、当会社に備え置く。</u></p>	<p>第 23 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="320 356 718 389">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="236 456 319 490">(員数)</p> <p data-bbox="236 504 799 537">第27条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p data-bbox="236 602 373 636">(選任方法)</p> <p data-bbox="236 649 624 683">第28条 (新設)</p> <p data-bbox="363 748 804 925">監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="236 990 319 1023">(任期)</p> <p data-bbox="236 1037 804 1167">第29条 1. 監査役の任期は就任後4年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p data-bbox="363 1229 804 1406">2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p data-bbox="236 1422 655 1456">(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p data-bbox="236 1469 804 1646">第30条 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。また、監査役の互選をもって常任監査役を定めることができる。</p>	<p data-bbox="922 356 1289 389">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="821 456 904 490">(員数)</p> <p data-bbox="821 504 1390 584">第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="821 602 959 636">(選任方法)</p> <p data-bbox="821 649 1390 730">第26条 1. 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="949 748 1390 969">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="821 990 904 1023">(任期)</p> <p data-bbox="821 1037 1390 1214">第27条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="949 1229 1390 1406">2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="821 1422 1214 1456">(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p data-bbox="821 1469 1390 1646">第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役会は、常任監査役を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 1. 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日より3日前に発する。 但し、緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、監査役全員の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印し、または電子署名した上、当会社に備え置く。</p>	
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査役会規程)</p>
<p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第30条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(営業年度および決算期)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p>第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(利益金の処分)</u></p> <p>第 36 条 <u>当会社の利益金は法令に別段の定めあるもののほか、株主総会の承認を得てこれを処分する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第 32 条 1. <u>当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第 37 条 <u>利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 38 条 <u>当会社は取締役会の決議をもって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第 39 条 <u>利益配当金および中間配当金が支払い開始の日から3年以内に受領されないときは当会社は支払義務を免れる。</u></p>	<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 33 条 <u>当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>
<p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第 39 条 <u>利益配当金および中間配当金が支払い開始の日から3年以内に受領されないときは当会社は支払義務を免れる。</u></p>	<p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第 34 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>